

福島県屋外広告物条例施行規則新旧対照表（案）

新	旧
第1条から第15条まで （略） (登録の申請) 第16条 条例第二十三条の二第一項の規定による登録の申請は、屋外広告業者登録申請書(様式第十四号)を知事に提出して行うものとする。	第1条から第15条まで （略） (登録の申請) 第16条 条例第二十三条の二第一項の規定による登録の申請は、屋外広告業者登録申請書(様式第十四号)を知事に提出して行うものとする。
2 (略)	2 (略)
3 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。	3 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
一から二 (略)	一から二 (略)
<u>三 業務主任者が条例第二十五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</u>	<u>三 業務主任者略歴書(様式第十五号の三)</u>
4 条例第二十三条の三第一項に規定する屋外広告業者登録簿(以下「屋外広告業者登録簿」という。)は、様式第十五号の <u>三</u> のとおりとする。	4 条例第二十三条の三第一項に規定する屋外広告業者登録簿(以下「屋外広告業者登録簿」という。)は、様式第十五号の <u>四</u> のとおりとする。
5 条例第二十三条の五第一項の規定による届出は、屋外広告業変更届(様式第十六号)に、次の各号に掲げる事項の変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し、知事に提出して行うものとする。	5 条例第二十三条の五第一項の規定による届出は、屋外広告業変更届(様式第十六号)に、次の各号に掲げる事項の変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し、知事に提出して行うものとする。
一 条例第二十三条の二第一項第一号に掲げる事項のうち氏名又は名称に係る変更 個人にあつては <u>住民票</u> の抄本又はこれに代わる書面、法人にあつては登記事項証明書	一 条例第二十三条の二第一項第一号に掲げる事項のうち氏名又は名称に係る変更 個人にあつては <u>戸籍</u> の抄本又はこれに代わる書面、法人にあつては登記事項証明書
二から五 (略)	二から五 (略)
六 条例第二十三条の二第一項第五号に規定する業務主任者の変更 第三項第三号_____に掲げる書類 （略）	六 条例第二十三条の二第一項第五号に規定する業務主任者の変更 第三項第三号及び第四号に掲げる書類 （略）
6 (略)	6 (略)
7 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。)について、同法第三十条の十三第二項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項第二号の規定によるその利用ができないときは、条例第二十三条第一項の規定による登録若しくは同条第二項の規定による登録の更新の申請者(以下「申請者」という。)又は条例第二十三条の五第一項の規定による変更の届出者(以下「届出者」という。)に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。	7 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。)について、同法第三十条の十三第二項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項第二号の規定によるその利用ができないときは、条例第二十三条第一項の規定による登録若しくは同条第二項の規定による登録の更新の申請者(以下「申請者」という。)又は条例第二十三条の五第一項の規定による変更の届出者(以下「届出者」という。)に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
一 (略)	一 (略)

二 営業所ごとに選任される業務主任者

第16条の2から第18条 (略)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

二 役員(申請者又は届出者が法人である場合又はその者が屋外広告業に
関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合における
法定代理人が法人であるときに限る。)

三 営業所ごとに選任される業務主任者

第16条の2から第18条 (略)